

特集1 グループ経営に活かす子会社事業再編ケーススタディ

合併

税理士法人トラスト 公認会計士・税理士 足立好幸

会社統合のために合併する場合、4つの税務上の取扱いを確認する必要がある。

- 1 適格・非適格 ⇒移転する資産に譲渡損益は発生するのか？
- 2 繰越欠損金の利用制限 ⇒繰越欠損金は引き継ぐことができるのか？ 保有する繰越欠損金は継続して利用することができるのか？
- 3 特定資産譲渡等損失額の損金不算入 ⇒引き継いだ資産と保有している資産の含み損は損金になるのか？
- 4 株主（親会社・少数株主）の課税関係 ⇒株主に課税は生じるのか？ 抱合株式に株式譲渡損益は発生するのか？

はじめに

グループ経営において、子会社形態で事業を行うことは、独立採算による業績評価を可能にし、親会社との社風や賃金水準などを区別することができ、意思決定を迅速化できるというメリットがある。そのようなメリットを享受するため、最近まで上場企業のみならず、非上場企業にも分社化の動きが広がっていた。また、金融危機以前にM&Aが頻繁に行われていたことも、子会社を所有する企業が増加した大きな原因である。

しかし、昨今はどうであろう？

経済環境、会社経営が悪化することにより、企業の経営戦略は、グループ分散化からグループ集中化にシフトしている。

例えば、事業再生や重複事業の整理のために合併などの会社統合が行われているのもその一つであろう。また、不採算事業を整理する場合でも、清算を選択すると、既存顧客、少数株主、銀行、取引先、従業員など様々な利害調整が必要であり、親会社の信用低下なども起こりやすい。その一方で、合併などの会社統合を選択すると、利害関係者をそのまま引き継ぐことができ、親会社の信用を損なうこともなく、さらに、間接部門、物流部門の統合によるコスト削減効果が期待できる。

このように、金融危機後は、グループ経営を効率化させるため、会社統合（合併）を積極的に行う、言い換えると、行わざるを得ない状況になっている。

そこで、今回、会社統合の手法である合併について、押さえるべき税務上の取扱いをケーススタディにより解説したい。

なお、平成22年9月30日までに行う合併の税務上の取扱いを解説し、平成22年10月1日以後に合併を行う場合の取扱いは別記している。

参照条文については、平成22年9月30日までの合併に適用される法人税法及び法人税法施行令は「法法」及び「法令」で表示し、平成22年10月1日以後の合併に適用される法

人税法及び法人税法施行令は「新法法」及び「新法令」で表示している。また、所得税法、所得税法施行令、租税特別措置法は、平成 22 年 10 月 1 日前後で同じ取扱い、かつ、同じ条文番号となるものを記載しているため「所法」、「所令」、「措法」として表示している。

○ケーススタディ

1 会社の状況

親会社 P 社は 90% 所有する子会社 A 社と合併することにしました。子会社 A 社は、モバイルへのコンテンツ配信事業を行っています。この事業は、会員数が伸び悩み、事業規模の拡大が見込まれていません。一方で、会員に対してコンテンツ配信を継続する必要があります。そこで、同じくモバイルやインターネットへのコンテンツ配信事業を行っている親会社 P 社が、子会社 A 社のコンテンツ配信事業を引き継ぐことにしました。

親会社 P 社が A 社を 90% 買収したのは、平成 18 年 9 月 1 日となります。また、少数株主は、個人株主と法人株主がそれぞれ 5% 所有しています。合併は平成 22 年 9 月 1 日を予定しています。

この合併について、どのような選択肢がありますか？ また、その選択肢により、税務上の取扱いはどのように変わりますか？ 教えてください。

1 親会社 P 社の状況

- ① 平成 17 年 3 月期及び平成 18 年 3 月期に発生した繰越欠損金が 15 億円ある。課税所得は毎期 10 億円発生しており、繰越欠損金は順調に解消している。
- ② 含み損益資産は、A 社を 90% 子会社とした日（平成 18 年 9 月 1 日）の属する事業年度前の事業年度（平成 18 年 3 月期）から継続して存在していない。また、今後も発生する見込みはない。
- ③ 子会社 A 社株式の帳簿価額は 9 億円である。なお、少数株主 2 名の A 社株式の帳簿価額は、それぞれ 5 千万円である。
- ④ 子会社 A 社に対する債権はない。
- ⑤ 連結納税は採用していない。
- ⑥ 非上場会社である。
- ⑦ 決算期は 3 月である。

2 子会社 A 社の状況

- ① 税務上簿価純資産 10 億円、時価純資産 10 億円となる。
- ② 株価算定を行った結果、企業価値は 12 億円となった。
- ③ 平成 17 年 3 月期及び平成 18 年 3 月期に発生した繰越欠損金が 10 億円ある。
- ④ 含み損益資産は、P 社の 90% 子会社となった日（平成 18 年 9 月 1 日）の属する事業年度前の事業年度（平成 18 年 3 月期）から継続して存在していない。また、今後も発生する見込みはない。
- ⑤ 資本金等 7 億円（資本金 5 億円、資本積立金 2 億円）である。

- ⑥ 資本金が1億円超であるため、欠損金の繰戻し還付は適用できない。
- ⑦ 非上場会社である。
- ⑧ 決算期は3月である。

2 合併方法の検討

本ケースにおいて、選択可能な合併の形態としては次の方法がある。

[スキームA] 株式を対価として合併する方法

[スキームB] 現金を対価として合併する方法

[スキームC] 少数株主から株式を買い取って100%子会社化してから合併する方法

スキームAは、株式を対価とするため、合併法人P社に資金負担は生じない。また、少数株主は、合併後は親会社P社の株主として、P社グループに資本参加することとなる。

スキームBは、現金を対価とするため、合併法人P社に資金負担が生じる。また、合併後は、少数株主は株主から除外され、親会社P社には新たな株主が生じない。

スキームCは、現金を対価とするため、合併法人P社に資金負担が生じる。また、完全子会社化により少数株主がいなくなることから、合併前に従業員の削減、資産処分などリストラ等を行いやすい状況となる。

以上より、税務以外に、スキームA-Cについては、それぞれメリットとデメリットが存在する。

次に、本ケースにおける各スキームの税務上の取扱いを解説する。

3 税務上の取扱い

(1) 適格・非適格

合併における被合併法人の移転資産について、適格要件を満たす場合は簿価譲渡となるが、満たさない場合は時価譲渡となり、譲渡損益が発生する。

合併の適格要件は図表1のとおりとなる。

本ケースにおける各スキームの適格・非適格の取扱いは次のとおりとなる。

[スキームA] 株式を対価として合併する方法

本スキームでは、親会社と90%子会社の合併であるため、次の要件を満たせば適格となる。

① 金銭等の交付がないこと

本ケースでは、株式を交付するため要件を満たす。

② 従業者引継要件

本ケースでは、合併後に被合併法人A社の合併直前の従業者についてリストラをする計画等がない限り、要件を満たす。

③ 事業継続要件

本ケースでは、合併後も主要な事業であるコンテンツ配信事業を継続する見込みであるため、要件を満たす。

以上の要件を満たす場合は、適格となり、簿価譲渡となる。一方、要件のいずれか一つでも満たさない場合は、非適格となり、時価譲渡となる。非適格の場合の税務上の取扱いは〔スキームB〕を参照。

以下、〔スキームA〕は、適格合併であるものとして解説する。

〔スキームB〕 現金を対価として合併する方法

本スキームは、現金を交付するため要件を満たさず、非適格合併となる。

非適格合併の場合、被合併法人では譲渡損益、合併法人では資産調整勘定（のれん）が発生する。

① 被合併法人における譲渡損益の発生

本ケースにおいて被合併法人A社で発生する譲渡益は313百万円であり、その計算は次のとおりとなる。

〔譲渡損益の計算〕

- ① 合併対価の価額（時価） 1,200百万円
- ② 税務上簿価純資産 1,000百万円
- ③ 未払法人税・住民税 113百万円
- ④ 譲渡益（①-②+③） 313百万円

なお、抱合株式（合併法人が有する被合併法人の株式）に対しても、合併対価（合併法人株式や金銭等）の割当てがあつたものとみなして、被合併法人は合併法人から合併対価をその時の価額により取得し、直ちに当該合併対価を被合併法人の株主に交付したものと譲渡損益を計算する（法法62①、法法61の2③、法法24②、法令23⑤）。

また、譲渡損益の計算は、移転負債に未払法人税及び住民税（事業税を除く）を含めて計算するため次のようになる（法令123①）。

$$R = 1,200 - \{1,000 - (X + Y)\}$$

$$X = 30\% \times R$$

$$Y = 30\% \times 20.7\% \times R$$

$$\therefore R = 313$$

② 合併法人における資産調整勘定の計上

非適格合併では、合併法人P社で資産調整勘定313百万円が計上される。この資産調整勘定は、合併事業年度以後5年間で償却されるため、平成23年3月期より每期62百万円の損金計上が行われる（法法62の8④）。つまり、合併法人P社では、上記①で発生する被合併法人A社における譲渡益により合併時に税負担が増加する一方で、資産調整勘定（償却）により合併後5年間で税負担が減少することとなる。

- ① 合併対価の価額（時価） 1,200百万円
- ② 税務上時価純資産 1,000百万円
- ③ 未払法人税・住民税 113百万円
- ④ 資産等超過差額 一百万円

⑨ 資産調整勘定 (a-b+c-d) 313 百万円

上記のうち、資産等超過差額とは、資産調整勘定のうち、移転事業の収益の状況から見て実質的に被合併法人の繰越欠損金に相当するとみなされるなど実質的に「のれん」とは認められないものをいう（法法 62 の 8①，法令 123 の 10④⑥，法規 27 の 16）。なお、本ケースでは資産等超過差額はないものとする。

〔スキーム C〕 少数株主から株式を買い取って 100%子会社化してから合併する方法
本ケースでは、親会社と 100%子会社の合併であるため、適格となり、簿価譲渡となる。

(2) 繰越欠損金の利用制限

合併では、合併法人及び被合併法人の繰越欠損金について、一定の要件を満たさない場合、合併後に利用ができないこととなる（法法 57②③⑤）。

合併における繰越欠損金の利用制限をまとめると図表 2 のとおりとなる（法法 57②③⑤）。特定資産譲渡等損失相当額とは、特定資本関係発生日に存在する含み損の実現額をいう（法令 112⑧⑩）。

本ケースにおける各スキームの繰越欠損金の取扱いは次のとおりとなる。

〔スキーム A〕 株式を対価として合併する方法

本ケースでは、適格合併となる場合、上記で示した(a)(b)(c)のいずれかを満たす場合は被合併法人 A 社及び合併法人 P 社の繰越欠損金に利用制限は生じない。

(a) 特定資本関係が合併法人の合併事業年度開始日の 5 年前の日より前から生じていること

50%超の資本関係が発生した日（特定資本関係発生日）が平成 18 年 9 月 1 日であり、合併事業年度開始日の 5 年前の日（平成 17 年 4 月 1 日）以後に生じているため要件を満たさない。

(c) 含み損益の特例計算が適用できること

本ケースでは、合併法人 P 社及び被合併法人 A 社に含み損益がないため、含み損益の特例計算は適用できない。

以上より、本ケースにおいて、(b)みなし共同事業要件を満たさない場合は、被合併法人 A 社の特定資本関係事業年度前の繰越欠損金 10 億円と合併法人 P 社の特定資本関係事業年度前の繰越欠損金 15 億円が利用できないこととなる。なお、特定資本関係発生日の属する事業年度である特定資本関係事業年度の前事業年度は平成 18 年 3 月期となる。

一方、(b)みなし共同事業要件を満たす場合は、被合併法人 A 社及び合併法人 P 社いずれの繰越欠損金も全額利用可能となる。

〔スキーム B〕 現金を対価として合併する方法

本スキームは、非適格合併となるため、被合併法人 A 社の繰越欠損金 10 億円は利用できない。ただし、合併法人 P 社の繰越欠損金 15 億円は全額利用可能となる。

〔スキーム C〕 少数株主から株式を買い取って 100%子会社化してから合併する方法
本ケースでは、適格合併となるため、〔スキーム A〕で解説した適格合併の取扱いと同様の

取扱いとなる。

(3) 特定資産譲渡等損失額の損金不算入

合併では、合併法人及び被合併法人の一定の含み損資産について、一定の要件を満たさない場合、合併後一定期間に実現したものは損金にならない（法法 62 の 7①）。

① 特定資産譲渡等損失額の損金算入制限（まとめ）

合併における含み損の損金算入制限をまとめると次の図表 3 となる（法法 62 の 7①，法法 57⑤）。

② 特定資産譲渡等損失額とは？

特定資産譲渡等損失額は次の金額の合計額となる（法法 62 の 7②）。なお、特定引継資産と特定保有資産はそれぞれ区別して計算する。

a 合併法人が被合併法人から適格合併により移転を受けた資産で、特定資本関係発生日前から有していたもの（特定引継資産）の譲渡等による損失の額から、特定引継資産の譲渡等による利益の額を控除した金額

b 合併法人が特定資本関係発生日前から有していたもの（特定保有資産）の譲渡等による損失の額から、特定保有資産の譲渡等による利益の額を控除した金額

③ 制限期間

損金不算入となる期間は、適格合併事業年度開始日から次のうちいずれか早い日までをいう（法法 62 の 7①）。

a 適格合併事業年度開始の日から同日以後 3 年を経過する日（合併があった事業年度開始日から 3 年）

b 特定資本関係発生日以後、5 年を経過する日（グループ化してから 5 年）

④ 譲渡等とは？

譲渡、評価替え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由（譲渡等特定事由）をいう（法法 62 の 7②，法令 123 の 8①④⑧⑬）。

⑤ 対象資産（特定引継資産・特定保有資産）

特定資本関係発生日前から合併法人や被合併法人が保有していた資産で次の資産を除いたものをいう（法令 123 の 8②⑫）。

a 棚卸資産（土地等を除く）

b 短期売買商品

c 売買目的有価証券

d 適格合併の日（特定保有資産の場合は、適格合併の日の属する事業年度開始日）における一定の単位の帳簿価額又は取得価額が 1,000 万円に満たない資産

e 特定資本関係発生日における価額が特定資本関係発生日における帳簿価額を下回っていない資産（合併事業年度の確定申告書に時価、帳簿価額に関する明細書を添付し、根拠書類等を保存している場合に限る）。

本ケースでは、合併後も含み損資産がない見込みであるため、特定資産譲渡等損失額の損

金算入制限は生じない。

なお、「△：要件有」の要件は、繰越欠損金の引継制限と基本的に同じ要件となる（法法 62 の 7 ①，法法 57⑤，法令 112⑦⑨）。

[改正 4]

平成 22 年 10 月 1 日以後の合併については繰越欠損金と同様に次の取扱いとなる。

。 特定資産譲渡等損失額の損金算入制限から、合併法人と被合併法人との間の支配関係が、いずれかの設立の日から継続してある場合を除外する（新法法 62 の 7 ①，新法令 123 の 8 ①，法附則 10②）。

。 非適格合併で譲渡損益が繰り延べられるもの（新法法 61 の 13①）も一定の要件を満たさない場合、損金算入制限の対象とする（新法法 62 の 7 ①，法附則 10②）。

(4) 株主の課税関係

合併における株主の課税関係は図表 4 のとおりとなる。

そして、抱合株式（合併法人が有する被合併法人の株式）に対しても、合併対価（合併法人株式や金銭等）の割当てがあったものとみなして、みなし配当と株式譲渡損益を計算することとなる（法法 62①，法法 61 の 2③，法法 24②，法令 23⑤）[改正 5]。

したがって、親会社と少数株主の税務上の取扱いについて、みなし配当と株式譲渡損益が発生するか否かに差異は生じない。

[改正 5]

平成 22 年 10 月 1 日以後の合併は、抱合株式については、譲渡損益を計上しない（新法法 61 の 2 ②③，新法令 8 ①五，法附則 10②）。

本ケースにおける株主の課税関係は次のとおりとなる。

[スキーム A] 株式を対価として合併する方法

本ケースでは、適格合併となる場合、株主に課税関係は生じない。

[スキーム B] 現金を対価として合併する方法

本スキームは、非適格合併となるため、株主には、次のみなし配当と株式譲渡損益が発生する。

① 合併法人 P 社 [改正 5]

みなし配当 450 百万円，株式譲渡損 270 百万円が発生する。

現預金 1,080 被合併法人株式 900

株式譲渡損 270 受取配当金 450

② 少数株主

個人株主及び法人株主ともに、みなし配当 25 百万円，株式譲渡損 15 百万円が発生する。

現預金 60 被合併法人株式 50

株式譲渡損 15 受取配当金 25

なお、非上場株式に係るみなし配当の課税上の取扱いは、法人株主の場合は、50%又は 100%が無税となるが、個人株主の場合は、給与所得と合算された総合課税（最高税率

43.6%)となる(法法23①⑤, 所法22①②, 所法24①, 所法25①, 所法89①, 所法92①三イ)。したがって, みなし配当は, 法人株主には有利となり, 個人株主には不利となるケースが多い。

[スキームC] 少数株主から株式を買い取って100%子会社化してから合併する方法
本ケースでは, 適格合併となるため, 株主に課税関係は生じない。

4 評価・決定

以上, 本ケースにおいて, 3つのスキームの税務上の取扱いを比較すると図表5のようにまとめられる(少数株主の取扱いを除く)。

【参考文献】

・足立好幸『税金コストを有利に導くM&A・組織再編のスキーム選択』(清文社)

[Profile]

足立 好幸(あだち よしゆき)

公認会計士・税理士, 税理士法人トラスト パートナー。大手監査法人にて監査・上場支援等に従事した後, 税理士法人トラストの設立に参画。同法人では, 上場企業の経営戦略に関する税務アドバイザーに特化。国内案件第一号の「全部取得条項付種類株式割当方式」によるファンドと上場会社の「MBO税務」にも携わるとともに, 業界で注目を集めた「M&A」「事業再編」「企業再生」に数多く関与している。